

議会改革特別委員会中間報告

本委員会は、昨年3月開催の第12回定例会において中間報告を申し上げて以降今日まで、24回にわたり委員会を開催し、議会改革の推進に関する件について調査・審査を行ってまいりました。

この間、昨年6月開催の第13回定例会（6月定例会）本会議第1日におきまして、委員定数を11人から13人に改めました。同定例会本会議第2日におきましては、町田博喜議員が委員を辞任されるとともに、新たに大川原成彦議員、栗山雅史議員及びやの正史議員を委員に迎えました。また、同日、新たに委員長に今村岳司議員、副委員長に大川原成彦議員を選任いたしました。同定例会第10日におきましては、大石伸雄議員、片岡保夫議員、栗山雅史議員、やの正史議員及び山口英治議員が委員を辞任されるとともに、委員定数を13人から8人に改めました。

以下、平成22年度における本委員会の協議・決定事項等について御報告申し上げるとともに、今後とも、残された項目や新たな課題に対し、市民の負託にこたえ、集中的、継続的、効率的に審査していく考えでありますので、さらに閉会中の継続審査の議決を賜りますようお願い申し上げます。

1 開催日及び協議事項

資料1のとおり

2 主な協議・決定事項

(1) 議員定数について

（協議事項とした日：平成22年4月15日、4月26日、5月17日）

昨年度に引き続き、議員定数に関する協議を行いました。今年度取り上げた論点は、次のとおりです。

〔議員定数の現状維持を主張する側の論点〕

「1万人に1議員くらいの程度が適正なので、現状で問題ない。（よって削減すべきでない。）」

〔議員定数の削減を主張する側の論点〕

「他市の減員状況との比較・社会情勢によれば、現状より削減すべき」

最終的に、現状を維持すべきであるとする意見と議員定数を削減すべきであるとする意見とに分かれたまま、意見の一致を見ることはできず、本委員会での協議を終了しました。

(2) 議決事件の拡大について

（協議事項とした日：平成22年4月15日、7月22日、8月3日、8月17日、11月25日、12月6日）

昨年度は、地方自治法第96条第2項の規定による議決事件の拡大を行っている他市の

状況を調査・研究してきましたが、今年度は、本市において策定している計画について調査を行ったうえで、議会の議決すべき事件とする必要があるものについて協議を行いました。

協議の結果、現在、地方自治法において議決の対象となっている市の総合計画の基本構想に加え、基本計画の策定・変更・廃止について、議会の議決すべき事件とすることで意見の一致を見ました。

これを受けまして、第15回定例会（12月定例会）におきまして、本委員会の委員会提出議案として、西宮市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例案を提案しました。当該条例案は可決され、既に施行しています。

なお、現在、国会において地方自治法の改正案が審議されており、原案どおり可決されると、地方自治法上、市に総合計画を策定する義務を課している規定が削除されることとなります。その際には、改めて、条例改正を行い、総合計画の基本構想の策定・変更・廃止についても、議決すべき事件とすることについても意見の一致を見ています。

(3) 一問一答制の導入について

（協議事項とした日：平成22年4月15日、4月26日、5月17日、5月25日、7月22日、8月3日、8月17日、平成23年1月7日、3月14日）

① 委員会審査

昨年度試行した内容を検討した結果、委員会での一問一答制を本格導入することで意見一致を見ました（第13回定例会（6月定例会）から実施）。

また、反問権についても、試行を行ったうえで、一問一答で質疑を行った委員に対しては反論も含めた反問権を、従前どおり一括方式で質疑を行った委員には内容確認等の範囲内での反問権を当局に認めることとし、本格導入することで意見の一致を見ました（第16回定例会（3月定例会）から実施）。

② 本会議

まず、本会議での代表質問・一般質問の2回目以降の質問について、一問一答制の試行を行ったうえで、その結果を検討し、本格導入することで意見の一致を見ました（第16回定例会（3月定例会）から実施）。

また、反問権についても、まず、内容確認等の範囲内での反問権を試行し、その後本格導入することで意見の一致を見ました（第16回定例会（3月定例会）から実施）。次に、一問一答で質問を行った議員に対しては反論も含めた反問権を試行し、その後本格導入することで意見の一致を見ました（改選後の新議会から実施）。

次に、当局の答弁順序について、従来、議員が質問した項目の順番にかかわらず、最初に市長がいずれかの質問項目を答弁し、その後順次、各局長等が担当する質問事項をまとめて答弁していたものを、分かりやすくするために、質問項目順に答弁する方法を試行したうえで、本格導入することで意見の一致を見ました（第16回定例会（3月定例会）から実施）。

(4) 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について

(8月17日以降「議員報酬の支給制限について」)

(協議事項とした日：平成22年4月15日、4月26日、5月17日、5月25日、7月22日、8月3日、8月17日、9月14日、10月15日、10月25日、11月8日、11月25日、12月6日、平成23年1月7日、2月4日、2月18日、3月2日)

昨年度は、逮捕・起訴された場合に議員報酬等の支給を制限する条例を制定している他市の状況を調査するとともに、議員報酬等の支給を制限することについての法的な整理について協議を行いました。今年度は、本市で当該条例を制定する場合の具体的な内容について、検討しました。

協議では、他市の条例を参考にしつつ、議員報酬等の支給を制限する対象となる刑事事件の範囲、支給を制限する期間などについて、複数の意見が出されました。その結果、神戸市が制定している条例の内容を基準として本市の条例案を作成すべきであるとする意見と、神戸市の条例ではすべての刑事事件が議員報酬等の支給制限の対象になっているが公職選挙法違反等の犯罪に限定すべきであるとする意見に分かれました。最終的には意見の一致を見ることができず、本委員会で条例案を提案することは断念し、協議を終えました。

(5) 6月以降の特別委員会について

(協議事項とした日：平成22年4月26日、5月17日、5月25日、6月4日、6月11日)

市立中央病院（以下「病院」という。）に関する事項を調査・審査するために、6月以降特別委員会を設置するのか、それとも従来どおり、総務常任委員会で行うのかについて協議を行いました。協議の結果、第13回定例会（6月定例会）において、病院に係る調査・審査を行う特別委員会を設置することについて意見の一致を見ました。同定例会第10日において、本委員会の委員会提出議案として、病院問題特別委員会を設置するための議案を提案し、可決されました。

(6) 議会運営上のルールの整理について

(協議事項とした日：平成22年7月22日、8月3日、8月17日、9月14日、9月29日、10月15日、10月25日、11月8日、11月25日、12月6日、平成23年1月7日、1月19日、2月4日、2月18日、3月2日、3月14日)

この協議事項は、議会基本条例の制定に向けての課題整理とするため、今年度から協議を始めたものです。今年度は、次に掲げる項目について協議を行いました。

① 議員提出議案の提出手順

この項目は、第13回定例会（6月定例会）において議員定数条例の一部を改正する条例案が提出された際、議会運営委員会での提出方法について意見が出されたことから、整理のために協議を始めたものです。

協議では、議員提出議案の提出時期、方法などについて明確な手続を定めるべきで

あるとする意見がある一方で、従来どおりの運用（特に規定なし）で問題ないとする意見がありました。最終的には、議員提出議案の提出手順に関するルールについては、設けないことで意見の一致を見ました。

② 会派のありかた

会派の定義・権利・義務・要件について協議を行いました。協議の結果は、次に掲げるとおりです。なお、協議の結果、意見の一致を見たものは、議会運営委員会の申し合わせ事項としていただく予定です。

なお、この協議事項でいう「会派」とは、西宮市議会運営委員会に関する申し合わせ（平成5年3月26日施行）第4項第1号の「交渉団体」をいいます。

ア 会派の定義

次のとおりとすることで意見の一致を見ました。

会派とは、議会運営を円滑・合理的に行うことを目的とした、政策・理念を概ね共有する団体をいう。

イ 会派の権利

次のとおりとすることで意見の一致を見ました。

- i 代表質問ができる。
- ii 一般質問の質問時間に会派加算分がある。
- iii 議会運営委員を選出することができる。
- iv 特別委員を選出することができる。
- v 広報委員を選出することができる。
- vi 「西宮市議会だより」に、議案等に対する会派の採決態度を掲載することができる。
- vii 会派として政務調査費の交付を受けることができる。
- viii 会派ごとに議席を割り当てられる。
- ix 会派ごとに控室を割り当てられる。

ウ 会派の義務

次のとおりとすることで意見の一致を見ました。

I 事務手続の義務

- i 結成、解散、変更についての事務手続を行う。
- ii 政務調査費の会派分の会計についての事務手続（受け取り、報告、責任者の選任）を行う。
- iii 取得した備品に責任を負う。
- iv 議会運営委員会など会派の代表者が参加して決定した事項については、会派所属議員に対し、周知徹底を図る。

II 統一・集約に関する義務

- i （理念）「政策・理念」を共有させる努力を行う。

- ii (一般的な意見) 求めに応じて統一された代表意見を表明する。
- iii (議場での態度) 議案に対する態度を同一にする。

エ 会派の要件

会派を構成するための最低人数について協議を行いました。協議では、現状どおり(3人以上)とする意見、2人以上とする意見(ただし、3人以上で全会一致となるのであれば3人以上でもよい。)及び4人以上とする意見に分かれたままで、意見の一致を見ることはできず、本委員会での協議を終了しました。

(7) 議会予算について

(協議事項とした日：平成22年9月29日、10月15日、10月25日、11月8日、11月25日、12月6日、12月21日)

この協議事項は、平成23年度予算の要求を行うに際し、議会関連予算について協議を行ったものです。協議結果を議会運営委員会で確認をいただいた後、当局へ要求していただきました。

主な協議・決定事項は、次に掲げるとおりです。

① 管外視察旅費

ア 常任委員会

昨年度と同様、1議員当たり13万円を予算要求し、常任委員会で実施する視察のみに充当する。

イ 特別委員会

昨年度同様、基礎額(1千円)分を予算要求する。

② 常任・議会運営委員長への報酬加算

昨年度と同様の額(加算額〈月額〉：議会運営委員長3万円、同副委員長2万円、常任委員長2万円、同副委員長1万円)を予算要求する。

③ 議員互助会への市補助

昨年度と同様、人間ドック受診料補助として年額60万円を予算要求する。

④ 会派控室用のテレビ(地上デジタル化)

予算要求はしない。

⑤ 議会棟のセキュリティ

来年度、給湯の業務員がいなくなることにに対するセキュリティ上の対応として、市役所3階と議会棟との通路を議員・職員等関係者専用通路として機械式ロックの扉を設置することとし、当該扉の設置に係る経費について当局の施設管理担当部局での予算計上を要望する。(詳細は、(8)「議会棟のセキュリティについて」に記載)

⑥ 広報に関する経費

次に掲げる広報委員会の決定事項を予算要求する。

ア 「西宮市議会だより」の発行について、1回の発行をA4判8ページとし、4回発行するために要する経費を予算要求すること。

イ 本会議のインターネット中継に係る経費については、予算要求しないこと。

⑦ 本会議場・委員会室の視聴覚機器等の設置

今後の研究項目とし、予算要求項目から外す。

⑧ 傍聴時の保育体制

今後、課題整理のための協議を行うこととし、予算要求項目から外す。

⑨ 公用車

老朽化している2台目公用車については、更新費用は予算要求しない。

⑩ 給湯業務

来年度、給湯の業務員がいなくなることへの対応は、以下のとおりとする。

ア 議会棟3階

議員各自が用意する。

イ 議会棟2階

2階応接室への来客については、事務局職員（増大する議会関係事務を処理するため、事務局の体制を強化する目的で来年度雇用する予定の臨時職員）にお茶の提供をお願いする。

⑪ 新議会発足に伴う経費

ア 議員バッジは、購入しない。ただし、新人議員分を除く。

イ 初登庁時のリボン章については、購入しない。

ウ 議会関係例規集の印刷は、外注せず、庁内の印刷で対応する。

エ 当選時の集合写真は、撮影しない

オ 各議員用の書籍「自治六法」の購入費は、予算要求しない。

カ 退職議員懇親会賄費は、予算要求しない。

キ 防災服、長靴は、新人議員分を予算要求する。（ヘルメットは、事務局において既決予算で対応できるよう努力する。）

(8) 議会棟のセキュリティについて

（協議事項とした日：平成22年10月15日、10月25日、11月8日、11月25日、12月6日、平成23年1月7日、1月19日、2月4日、2月18日）

昨年度の協議では費用をかけずに措置を行うことになりましたが、来年度から給湯の業務員がいなくなることに伴い、セキュリティ上の問題について、改めて協議を行いました。

① セキュリティの確保の方法

協議の過程で、次の2つの意見に集約されましたが、意見の一致を見ることができませんでした。そこで、採決の結果、アの意見を委員会での決定事項とすることとなりました。

ア 市役所3階と議会棟との通路を議員・職員等関係者専用通路とし、機械式ロックの扉を設置してセキュリティを強化する。（関係者以外の議会棟への出入りは、

議会棟正面玄関を原則とする。)

イ 同通路に機械式ロックの扉は設置すべきでない、あるいは、そのような経費をかけずに、会派控室に鍵をかけるなどの対応で行うべきである。

② 機械式ロックの扉の設置に伴う協議事項

主な協議・決定事項は、次に掲げるとおりです。

ア キーの暗唱番号その他操作方法及びこれらの周知範囲

議員、職員（課長級以上及び議会事務局職員に限る。）、警備・庁舎管理関係者等特に必要な関係者に限る。

イ 扉の開閉業務を行う職員の対応

インターホンを通じて事務局で開閉できる仕様とするが、関係者以外は原則どおり議会棟の正面玄関から入っていただく。

ウ 議員及び職員以外の通行の許可

正当な業務・用務のため特に必要がある者には、事務局が扉を開閉する。

エ 一般来客の面会手続のルール・控室等の安全確保

議員（会派）に来客があった場合には、当該議員（会派）の意向を確認する。了解した議員（会派）以外への訪問は不可とする。請願・陳情者に対する対応についても同様とする。

オ 控室等の電話番号・ファックス番号の問い合わせへの対応

事務局は、議員の自宅、事務所も含め、市の広報物などで公表されている番号については、お知らせする。

カ 現在、市役所内に掲示されている議会棟への案内表示の整理

4月以降、市役所3階と議会棟との連絡通路は議員・職員等関係者専用の通路となることを周知徹底することとし、その方法については、事務局に一任する。

(9) 政務調査費について

（協議事項とした日：平成22年12月21日、平成23年1月7日、1月19日、2月4日）

昨年度の本委員会での協議の結果に基づき、平成22年12月を目途に政務調査費の手引きを作成するため、平成22年4月以降事務局の主催で勉強会が行われました。今年度は、その結果について報告を受けるとともに、事務局から提案された次に掲げる案について、本委員会として承認しました。なお、各案につきましては、議会運営委員会において、議会改革特別委員会の決定事項として報告し、承認を得ています。

- ① 政務調査費運用に関する手引き（案）（「政務調査費関係判例集」を参考添付）
- ② 西宮市議会政務調査費の交付に関する規則の一部を改正する規則（案）
- ③ 西宮市議会政務調査費の取扱いに関する要綱の一部を改正する要綱（案）

以 上

■資料1 議会改革特別委員会開催状況

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
1	平成22年4月15日	1 議員定数について 2 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 3 委員会における一問一答制の導入について 4 本会議における一問一答制の導入について 5 議決事件の拡大について 6 その他	2:16	10:00 12:16
2	平成22年4月26日	1 議員定数について 2 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 3 委員会における一問一答制の導入について 4 本会議における一問一答制の導入について 5 6月以降の特別委員会について 6 その他	2:02	10:00 12:02
3	平成22年5月17日	1 議員定数について 2 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 3 委員会における一問一答制の導入について 4 本会議における一問一答制の導入について 5 6月以降の特別委員会について 6 その他	2:18	14:00 16:18
4	平成22年5月25日	1 本会議における一問一答制の導入について 2 6月以降の特別委員会について 3 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 4 その他	2:02	13:00 15:02
5	平成22年6月4日	1 6月以降の特別委員会について 2 その他	0:35	9:15 9:50
6	平成22年6月11日	1 6月以降の特別委員会について 2 その他	0:08	9:30 9:38
7	平成22年6月14日	1 正副委員長の互選	0:03	10:18 10:21
8	平成22年7月22日	1 本会議における一問一答制の導入について 2 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 3 議決事件の拡大について 4 次年度以降の議会費の議論のしかたについて 5 議会運営上のルールの整理について 6 その他	2:01	9:59 12:00
9	平成22年8月3日	1 本会議における一問一答制の導入について 2 議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について 3 議決事件の拡大について 4 議会運営上のルールの整理について 5 その他	2:03	10:02 12:05
10	平成22年8月17日	1 本会議における一問一答制の導入について 2 議員報酬の支給制限について 3 議決事件の拡大について 4 議会運営上のルールの整理について 5 その他	2:19	15:00 17:19
11	平成22年9月14日	1 議員報酬の支給制限について 2 議会運営上のルールの整理について 3 その他	2:03	10:00 12:03
12	平成22年9月29日	1 議会運営上のルールの整理について 2 議会予算について 3 その他	1:30	10:01 11:31
13	平成22年10月15日	1 議会運営上のルールの整理について 2 議会棟のセキュリティについて 3 議会予算について 4 議員報酬の支給制限について 5 その他	2:21	14:01 16:22

回	開催日	協議事項	会議時間	開閉時刻
14	平成22年10月25日	1 議会運営上のルールの整理について 2 議会棟のセキュリティについて 3 議会予算について 4 議員報酬の支給制限について 5 その他	1:57	13:00 14:57
15	平成22年11月8日	1 議会運営上のルールの整理について 2 議会棟のセキュリティについて 3 議会予算について 4 議員報酬の支給制限について 5 その他	1:57	10:00 11:57
16	平成22年11月25日	1 議決事件の拡大について 2 議員報酬の支給制限について 3 議会棟のセキュリティについて 4 議会予算について 5 議会運営上のルールの整理について 6 その他	1:59	10:01 12:00
17	平成22年12月6日	1 議決事件の拡大について 2 議員報酬の支給制限について 3 議会運営上のルールの整理について 4 議会棟のセキュリティについて 5 議会予算について 6 その他	2:48	13:15 16:03
18	平成22年12月21日	1 政務調査費について 2 議会予算について 3 1月からの協議事項の予告 4 その他	1:01	9:59 11:00
19	平成23年1月7日	1 政務調査費について 2 一問一答制の導入について 3 議員報酬の支給制限について 4 議会運営上のルールの整理について 5 議会棟のセキュリティについて 6 その他	2:10	14:00 16:10
20	平成23年1月19日	1 政務調査費について 2 議会棟のセキュリティについて 3 議会運営上のルールの整理について 4 その他	2:22	10:00 12:22
21	平成23年2月4日	1 日程について 2 政務調査費について 3 議員報酬の支給制限について 4 議会棟のセキュリティについて 5 議会運営上のルールの整理について	2:07	10:00 12:07
22	平成23年2月18日	1 議員報酬の支給制限について 2 議会運営上のルールの整理について 3 議会棟のセキュリティについて 4 その他	2:00	10:00 12:00
23	平成23年3月2日	1 議員報酬の支給制限について 2 議会運営上のルールの整理について 3 その他	0:45	14:45 15:30
24	平成23年3月14日	1 議会運営上のルールの整理について 2 一問一答制の導入について 3 中間報告の取りまとめについて	0:09	12:01 12:10

■資料 2

平成23年3月14日現在

議会改革特別委員会での主な調査・審査(協議・検討)事項

番号	区分	内 容	条例化	重要度	緊急性	備 考
1-1	議会運営	運営手法				
1-2	議会運営	運営手法		○		
結 1-3	議会運営	議決事項	◎	◎		平成22年度
1-4	議会運営	役員選挙		○		
結 1-5	議会運営	会派				平成22年度
結 1-6	議会運営	公聴				平成20年度
結 1-7	議会運営	広報		○	※	平成20年度
1-8	議会運営	広報				広報委員会へ
1-9	議会運営	広報				広報委員会へ
1-10	議会運営	広報				
1-11	議会運営	その他				
結 1-12	議会運営	その他				平成21年度
結						平成22年度
1-13	議会運営	運営手法	○	◎		
1-14	議会運営	運営手法				
結 1-15	議会運営	運営手法				平成22年度
1-16	議会運営	運営手法				
1-17	議会運営	役員選挙				
1-18	議会運営	役員選挙				
結 1-19	議会運営	運営手法				平成20年度
1-20	議会運営	運営手法				
結 1-21	議会運営	運営手法				新規追加 平成22年度
結 2-1	議員	議員の身分	○改正	◎		平成22年度
結 2-2	議員	議員の身分				平成21年度
結 2-3	議員	議員の身分				平成20年度
2-4	議員	待遇				
2-5	議員	待遇				
結 2-6	議員	待遇				平成22年度
2-7	議員	その他		◎		
2-8	議員	待遇				
結 2-9	議員	その他				平成21年度

注1 番号欄の「結」は、議会改革特別委員会での結論ができたもの。

※決議案提出項目

議会改革特別委員会での主な調査・審査(協議・検討)事項

番号	区 分		内 容	条例化	重要度	緊急性	備 考
結 3-1	議会費	報酬	議員報酬のあり方 ①議員が逮捕・起訴された場合の議員報酬の支給の是非について		◎		平成22年度
結 3-2	議会費	報酬	附属機関(各種審議会等)委員報酬のあり方				平成21年度
結 3-3	議会費	費用弁償	特別委員会出席費用弁償のあり方		○	※	平成20年度
結 3-4	議会費	視察旅費	議員派遣を含む視察旅費のあり方				平成20年度
結 3-5	議会費	視察旅費	海外視察のあり方		○	※	平成20年度
結 3-6	議会費	市補助金	議員互助会への市補助金のあり方		○	※	平成20年度
結 3-7	議会費	市補助金	政務調査費のあり方	○改正			平成22年度
結 3-8	議会費	市補助金	政務調査費使途基準の明確化(再検討)	○改正			平成22年度
結 3-9	議会費	市補助金	政務調査費金額の検討 ①平成22年度は現状どおり ②平成23年度は現状どおり	○改正			平成21年度 平成22年度
結 3-10	議会費	市補助金	政務調査費日割り計算の検討	○改正		◎	平成20年度
結 3-11	議会費	その他	議会図書室のあり方(図書購入費、市民利用の是非等)				
結 3-12	議会費	その他	事務局コピー機の使用方法				平成21年度
結 3-13	議会費	報酬	11月の補欠選挙で当選してくる議員への12月の期末手当				平成20年度
結 3-14	議会費	報酬	常任・議運正副委員長への報酬加算について ①平成22年度は現状どおり ①平成23年度は現状どおり	○改正			平成21年度 平成23年度
結 3-15	議会費	その他	議会だよりの広告料収入について				広報委員会へ
結 3-16	議会費	その他	図書、雑誌等消耗品の検討				平成21年度
結 3-17	議会費	報酬	議員の期末手当(新旧の場合、半年未満の場合)				平成21年度
結 4-1	本会議	質問方法	一般質問時間制限の見直し				
結 4-2	本会議	質問方法	一問一答制の導入				平成22年度
結 4-3	本会議	質問方法	対面式質問席の設置				
結 4-4	本会議	質問方法	3月定例会の当初提案議案に対する質疑のあり方				平成20年度
結 4-5	本会議	開催方法	子ども議会				
結 4-6	本会議	開催方法	休日・夜間議会				
結 4-7	本会議	開催方法	議会コンサート等(会議場等の目的外の有効活用)				
結 4-8	委員会	特別委員会	必要な特別委員会の設置 ①フレンテ問題特別委員会の設置 ②病院問題特別委員会の設置				平成21年度 平成22年度
結 4-9	委員会	審査方法	意見書提出を伴う請願・陳情審査のあり方				
結 4-10	委員会	公開手法	完全公開制の導入	○改正			
結 4-11	委員会	公開手法	委員会記録のHPでの公開				
結 4-12	委員会	開催方法	閉会中の定例開催				
結 4-13	委員会	開催方法	閉会中の開催日程調整のあり方				
結 4-14	委員会	開催方法	常任委員会1日1委員会開催				
結 4-15	本会議	議員総会	全員協議会(議員総会)の活用				
結 4-16	委員会	常任委員会	予算・決算常任委員会の設置	○改正			
結 4-17	委員会	特別委員会	広報を統括する特別委員会の設置				平成21年度
結 4-18	委員会	審査方法	請願・陳情提出者の意見表明の機会設定				
結 4-19	委員会	説明員	主に委員会における当局説明員の厳選				平成21年度
結 4-20	委員会	公開手法	議会改革特別委員会記録の公開				平成20年度
結 4-21	委員会	特別委員会	6月以降の議会改革特別委員会のあり方				平成21年度
結 4-22	委員会	特別委員会	議会改革特別委員会記録の公開方法				平成20年度
結 4-23	本会議	公開手法	傍聴時の保育体制について				

注1 番号欄の「結」は、議会改革特別委員会で結論がでたもの。

※決議案提出項目